

宮企財発第242-1号
令和6年8月29日

宮代町議会議長 田島 正徳 様

宮代町長 新井 康之



健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度に公表した健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.91)	— (18.91)	5.8 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載すること。
- 2 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載すること。



宮代町議会議長 田島 正徳 様

宮代町長 新井 康之



資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第3項において準用する同法第3条第1項の規定により、令和6年度に公表した資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	0.0	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	0.0	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考

- 2 必要に応じて「特別会計の名称」欄を追加すること。
- 3 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について、以下の例により注記すること。
「令第17条第1 (2、3、4) 号 (括弧書き) の規定により事業の規模を算定」

総括表① 健全化判断比率の状況（令和5年度決算）

Ver.05.00

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
114421	埼玉県	宮代町	—	—	5.8	—
団体区分		5.町村				

↑※必ず選択して下さい。

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.91	18.91	25.0	350.0
7,439,979	63,414	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和5年度決算）

Ver.05.00

埼玉県宮代町

団体名

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	875,222	11.8
	一般会計等に属する特別会計		
小 計		875,222	11.8
標準財政規模		7,439,979	100.0
実質赤字比率 (%)		-11.76	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 等	国民健康保険特別会計	78,023	1.0
	介護保険特別会計	127,362	1.7
	後期高齢者医療特別会計	3,776	0.1
	公営企業等以外の特別会計のうち		
一般会計等以外の特別会計以外のうち			
小 計			
標準財政規模			
実質赤字比率 (%)			

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	746,875	10.0
	下水道事業会計	92,397	1.2
宅地造成事業以外			
宅地造成事業			
法 非 適 用 企 業	宅地造成事業以外		
	宅地造成事業		
合 計		1,923,655	25.9
標準財政規模(再掲)		7,439,979	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-25.85	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

(単位:千円)

① 元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く)(3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	② 繰上不足額を考 慮して算定した 額(3③A表 「エ」欄の数値 を転記)	③ 満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額)(3①A表 「ウ」欄の数値 を転記)	④ 公営企業に属す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金(3②A表 「合計※」欄の 数値を転記)	⑤ 一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたた設 められる補助金 又は負担金	⑥ 公債費に属する 債務負担行為に 係るもの	⑦ 一時借入金の利 子	⑧ 特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	⑨ 事業費補正によ り基礎財政需要 額に算入された 公債費	⑩ 災害復旧費等に 係る基礎財政需 要額	⑪ 密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び種 元利償還金(た だ、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和3年度	844,030		373,123	94,932	90		111,217	146,811	670,296	4,286
令和4年度	840,440		371,128	103,526	90		116,917	114,412	666,405	4,268
令和5年度	840,645		322,348	131,297	31		144,296	141,791	635,215	3,749

⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債 発行可能額	⑮ 地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)	美質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3カ年平均)
令和3年度	4,371,893	2,580,227		令和3年度	5.70818
令和4年度	4,575,468	2,591,274		令和4年度	6.32907
令和5年度	4,735,221	2,641,344		令和5年度	5.54524
					5.8

(参考)

① PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	② いわゆる五省協定 等により、利便施 設及び公共施設を 買収するもの(省 令第7条第2号)	③ 国士地政良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究所、 独立行政法人水 資源機構及び独立 行政法人環境衛生 保健機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)	④ 地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)	⑤ 社会福祉法人が通 社建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)	⑥ 損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	⑦ 地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合における 当該債務の履行に 要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	⑧ その他これらに準 ずるもの(省令第 7条第8号)	⑨ 利子補給に係るも の(政令第12条第 4号)
令和3年度								90
令和4年度								90
令和5年度								31

総括表④ 将来負担比率の状況（令和5年度決算）

Ver.05.00

埼玉県宮代町

将来負担額

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	（単位：千円）				連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 （損失補償、信託、貸付）		
7,476,444	0	2,335,770	274,213	0	0	0	0	0	0	0	0
112		35	4								

（分母比）

充当可能財源等

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
2,814,613	752,212	752,212	7,261,019
42	11	11	109

（分母比）

将来負担額 A	—
10,086,427	152

充当可能財源等 B	—
10,827,844	163

A - B	—
-741,417	—

将来負担比率（％）	—
	—

標準財政規模 C	—
7,439,979	112

算入公債費等の額 D	—
780,755	12

C - D	—
6,659,224	—

-11.1

100



宮 監 査 発 第 1 7 - 7 号
令 和 6 年 8 月 1 6 日

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町監査委員 新 祖



宮代町監査委員 川 野 武 志



令和 5 年度財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度財政健全化についての意見は、下記のとおりです。

記

1 審査期日

令和 6 年 7 月 3 1 日

2 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

3 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

健全化判断比率	令和 5 年度	令和 4 年度	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	— %	— %	13.91%以上	赤字なし
②連結実質赤字比率	— %	— %	18.91%以上	赤字なし
③実質公債費比率	5.8%	6.1%	25.0%以上	
④将来負担比率	— %	— %	350.0%超	指標なし

4 総括意見

財政指標のうち、実質公債費比率は令和 4 年度比 0.3 ポイント減の 5.8%、将来負担比率は地方債の償還が進んだことにより、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、指標なしとなりました。これは早期健全化基準に比べ良好な結果です。

大変厳しい財政状況が続く中、学校施設を含む公共施設の老朽化も進み、施設の更新ピークを迎えることが見込まれるため、公共施設の更新については、公共施設マネジメント計画に基づいて、着実に進めていくことを望みます。

5 その他

公営企業会計の経営健全化審査については、赤字額が生じていないことから審査の必要性がありませんでした。